

第2回下関市立学校適正規模・適正配置検討委員会会議録

日 時 令和6年7月8日（月） 15：00～16：50

会 場 下関市教育センター 3階 中研修室

出席者 静屋、天野、森田、藤永、上野、宮崎、原田、池田、上岡、肌野、酒井、佐々木、
岡住各委員

【事務局】

磯部教育長、藤田部長、和田理事、藤井理事、木下専門監、教育政策課長、学校保健給食課長、学校教育課長、生徒指導推進室長、教育研修課長、生涯学習課長、学校支援課長補佐、菊川教育支所長、豊田教育支所長、豊浦教育支所長、豊北教育支所長補佐、学校保健給食課主幹、教育研修課主査、教育政策課（課長補佐、主査、主任、主任、適正規模）

議 題 市立小中学校の適正規模・適正配置に関する「基本的な考え方」、「具体的な方策」、「実施に関する事項」について

発言者	内容
事務局	皆様、本日はご多忙のところ、第2回下関市立学校適正規模・適正配置検討委員会に出席いただきましてありがとうございます。私は、事務局を担当いたします教育政策課の西村と申します。よろしくお願いします。会議に先立ちまして、何点か説明させていただきます。まず、配付資料ですが、委員の皆さんのお手元には、会議次第、座席表、配付資料一覧、及び資料1から資料14をお配りしております。資料の不足などございましたらお申し出ください。次に、本日のスケジュールであります、お手元の次第により説明させていただきます。 本日は、市立小中学校の適正規模・適正配置に関する（1）基本的な考え方について、（2）具体的な方策について、（3）実施に関する事項についての3点について審議いただく予定としております。 続いて、会議の公開について説明します。検討委員会の会議は、下関市立学校適正規模・適正配置検討委員会規則第6条に基づき、原則公開とされており、本日の会議は公開として取扱いたいと考えていますので、あらかじめ了承をお願いします。また、検討委員会の会議録につきましては、後日、市のホームページに掲載することを予定しています。その際、発言者の氏名は掲載せず、委員又は会長といった表記にとどめることとしますので、委員の皆さんには自由闊達に意見をかわしていただきたいと思います。なお、会議録作成のため、録音機器を置かせていただきますので了承願います。

発言者	内容
事務局	第2回検討委員会 それではただ今から、第2回下関市立学校適正規模・適正配置検討委員会を開会します。まず、本日の会議につきましては、過半数の委員に出席いただいていますので、会議が成立していますことを報告します。それでは、次第に従いまして、はじめに静屋会長から挨拶を頂きたいと思います。
会長	1月に検討委員会を開催し、今回が2回目となる。先日、母校（中学校）の道徳授業の参観に行った。その授業は地域道徳といって、地域の方やPTAが学年の道徳授業に参加し生徒と一緒に意見交換をしていた。下関市でも実施している。昨年度、垢田中学校の地域道徳に参加した。生徒にとって、地域の方とのつながりがいかに大切かということを生徒の感想等から実感した。本日の検討委員会も生徒や保護者、地域のつながりを念頭に置きながら審議してほしい。よろしくお願いします。
事務局	ありがとうございました。続きまして、資料1検討委員会名簿をご覧ください。この度、PTA連合会の役員改選により保護者欄の上岡委員、肌野委員のお二人が、前任者の市外への異動等に伴い、関係教育機関欄の宮崎委員、原田委員のお二人が、新たに委員となりましたので、簡単に自己紹介をお願いしたいと思います。席順をお願いします。
委員	今年度より市の小学校PTA連合会長を務めています。西山小PTA会長を務めている玄洋中校区でも適正規模・適正配置計画を進めているところです。本日の会議では皆さんと建設的な話ができればと思います。
委員	清末幼稚園のPTA会長を務めています。検討委員会についてあまりよくわかっていないが、皆さんの意見を聞きながら意見交換をしていきたい。
委員	川中中学校で教務主任をしています。私もよくわからない状況ですが、会議に参加する中で勉強をして意見交換をしていきたい。
委員	名陵小学校で教務主任をしています。名陵学園名陵小学校に勤務しているので何かそこで感じることを話せたらと思います。
事務局	次第の4、議事の前に今後の予定について説明させていただきます。第1回検討委員会において、第2回の開催は3月を予定していると説明しましたが、事務局の調整不足により本日の開催となりましたことをお詫びいたします。このことに伴い、

発言者	内容
	今後の予定につきましても、資料2のとおり変更させていただきました。了承のほどお願いします。それでは次第の4、議事に移りたいと思います。ここからの進行は静屋会長にお願いします。
会長	個別の議事に入らせていただく前に、第1回検討委員会での委員からの意見に関する資料につきまして、事務局から説明をお願いします。
事務局	第1回検討委員会で委員の皆様から頂きました意見に関する資料について説明いたします。 資料3、「項目別委員意見」をお願いします。この資料は、諮問の項目ごとに右側に現行の計画を左に意見・質問及び教育委員会の考え方を提示したものです。 初めに資料31ページ、①「適正な規模の考え方」では、委員から2点の意見がありました。標準学級数に係る学校教育法施行規則についての意見ですが、法律等は時代に沿って一部を改正することが一般的です。学校教育法施行規則第41条は、第1期計画の平成21年度から変わっていませんが、少子化の進展に伴い、小学校1学級当たりの児童数は、令和3年4月の公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律の一部改正により平成21年度には40人でしたが、35人に減少されています。次に学校規模によるメリット、デメリットについてですが、資料4に示しています。前回配布の別冊2「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」にも記載していますが、複式学級の存在する学校では、デメリットが一層顕在化すると言われています。また資料5の教職員配置基準のとおり、学級数の減少に伴い配置される教職員が少なくなりますので、学校運営上の課題も大きくなると考えています。 資料32ページ、②「適正な配置の考え方」についてでは、通学時間、通学距離が長くなることについて統合校の状況について質問がありました。資料6として令和2年度の豊北小学校のスクールバス運行図を示しています。統合により、通学距離が10kmを超える地区もありますが、通学時間は概ね1時間以内となっています。西市小学校と豊田中小学校も同様であります。なお、名陵学園につきましては、名地小学校と王江小学校が近隣であったことから、通学距離が4km以上となる児童は不在でしたが、王江小学校の児童への経過措置として、通学距離が2.5km以上となる児童はバスの乗車補助をすることとしていましたが、申請者はなしという状況でした。スクールバス運行の課題として、歩行距離の減少による体力低下及び子ども見守り隊の方からは、住民との交流機会が減少したなどの意見があります。次に資料32ページ、②「適正な配置の考え方」に戻ります。今の中学生に通学時間の1時間は厳しいとの意見がありましたが、資料7下段「○義務教育諸学校等の

発言者	内容
	施設費の国庫負担等に関する法律施行令」の適正な学校規模の条件第四条二号のとおり、通学距離が小学校は4 km、中学校は6 km以内となっていることから概ね妥当と考えていますが、近年の気温上昇を考えると、小学校低学年、特に1年生には厳しい基準であるとは思っています。この後の議事において、協議、意見を願います。 資料3 3ページ、「適正規模・適正配置の具体的な方策」の①検討対象校・優先対象校では学年1学級でも存続してほしいについてですが、教育委員会は各学年クラス替えが可能となる12学級以上が好ましいと考えていますが、資料9のとおり令和12年度は旧市中心部でも6学級となる学校が増加すると見込まれますので、優先対象校の考え方についても、議事において、委員の皆様の意見をお伺いしたいと思います。また、24学級を超える大規模校についての質問ですが、大規模校については検討対象校、31学級以上の過大規模校については分割の優先対象校になると考えますが、令和12年度推計では該当校はなくなると想定しています。 資料3 4ページ、②「適正規模・適正配置の手法」では、わかれば1「統合した学校で転入、転出した子どものデータ提示を」との意見がありました。把握をしていません。また、転入、転出の際に理由を問うこともしていません。なお、令和6年4月に名陵小学校から他の中学校へ進学した児童は8人で、小中一貫教育校開校前と変わらない状況でした。次に2「保護者の都合で校区を選んでいる」との意見です。指定校変更のことだと思います。指定校変更は資料10「指定校変更承諾基準」に示す理由により申請があった場合、教育委員会が承認すれば住所地の校区と違う学校へ通学することが可能ですが、保護者の意思だけで変更することが出来るものではないと考えています。なお、令和6年4月に開校しました、うつい小中学校だけは、小規模特認校制度により、定員を定めたうえで市内どこからでも通学を可能としています。また、自治会などは校区を中心に活動されていますので、通学区域の見直しについては、皆様の意見を参考として慎重に検討したいと考えています。資料3 4ページ、3「小中一貫教育を推進するねらい」ですが、一般的には中一ギャップの解消等ございますが、適正規模・適正配置基本計画においては、3期計画14頁に記載のとおり小学校と中学校の縦の連携・接続を改善することでより良い教育環境を実現することを目的としています。また、4「施設一体型と施設分離型のメリット、デメリット」についてです。本市では施設一体型が、蓋井小中学校及び本年4月開校のうつい小中学校の2校、分離型が令和4年4月開校の名陵学園のみです。今後検証してまいりたいと考えています。なお、文部科学省の公式資料は見つかりませんでしたので、名陵学園の成果について、教育研修課長より報告します。以上で私からの第1回検討委員会における意見への説明を終わります。

発言者	内容
事務局	下関市では、施設併設型の小中一貫教育校として令和４年度に名陵学園が開校してしているので状況を報告したい。名陵学園では９年間を見据えた学校教育目標を設定し特色ある教育活動を展開しています。小中一貫教育校となることで何が変わったかという、一番大きいことは教職員の意識が確実に変化しています。例えば小中の教職員で合同の研修を継続的に行っており、小中学校の子ども達の実態を把握したうえで一緒に授業改善に取り組んでいます。具体的な話になりますが、小学校の持久走大会を実施するにあたって、小学校のグラウンドでは周回数が増えるので広い中学校のグラウンドで実施しました。柔軟な発想でお互いに施設の有効活用をすることができます。施設は別々だが小中学校が日常的に関心を持ち互いに支え合おうという意識のもと子ども達を育てています。教職員の意識の変化と様々な共同した取組により子ども達の意識も変化しています。中学校教員による乗り入れ授業や小学生が中学校で生活する活動を仕組むことで教員と子ども、子ども同士が交流を深めています。例えば小学校６年生と中学校１年生の合同ダンス授業では、中学生が小学生にダンスを教え授業の最後に発表会を実施し、一緒に達成感を味わうことができました。小中学生が一緒に校区の史跡や名所をめぐり地域のことを学ぶ場でも、中学生がガイドをして小学生に故郷の魅力を伝えることにも取り組んでいます。このようにつながりを強めることにより、中学生にとっては上級生としての自覚や責任をもつことができました。小学生にとっては中学校生活に対する不安解消につながっています。普段は別々の施設で活動しているため、小中学校それぞれの縦の関りも確保されており小学生のリーダーシップが発揮できる場もあります。以上のように小中一貫教育校になることで教職員や子ども達の意識が変わり長期にわたる様々な取組を行うことが容易となります。施設併設型の状況に置いてできる工夫した取組を行っています。
会長	事務局から説明がありました。ただ今の説明で、質問がありましたらお願いします。
委員	小中一貫教育によって共同の取組があるということだが、教職員の負担は増えていないのか。
事務局	学校評価の教職員のアンケートでは、連携することで効率的に教育に取り組むことができるという意見もあるが、学校業務内容の見直しの整理ができていないところでは負担を感じているという意見もあります。ただ、目の前の子どもの成長が目に見える形で伝わることは、教職員のモチベーションにつながっています。

発言者	内容
委員	通学距離の話だが、小学生は4 km以内になっているが彦島は坂がある。また、1年生が重いカバンを背負って通学している。坂道で転んでケガもしている。4 km歩くと2時間かかる。きめ細かい対応はできないか。合併して遠方から通学する子どもへの対応はスクールバス等考えていないか。
事務局	学校適正規模・適正配置第3期基本計画では、通学距離が4 km以内の児童については特段考えていません。ただし、先ほど事務局からの説明にもあったが、小学1年生が暑い中4 kmの通学が可能であるのか教育委員会も気になっています。第4期計画策定に向けた委員会の議事の中で、適正配置の基準は基本的には4 km以内だが、低学年についての配慮などを皆さんで議論していただきたいと考えています。
会長	後ほど触れることがあるかもしれないので、よろしくお願いします。
会長	議 事 それでは次第に従いまして、(1)適正規模・適正配置の基本的な考え方についてですが、項目としましては、「適正な規模」と「適正な配置」の2点についての考え方となっております。まずは、1点目の「適正な規模」の考え方について、事務局から配布しております資料及びその関連についての説明をお願いします。
事務局	それでは、「適正な規模の考え方」について説明します。資料11「第4期計画策定に係る具体的検討事項」をお願いします。この資料は、諮問の項目ごとに右側に現行の計画を左に第4期計画を策定するに当たって、教育委員会の考えます論点を提示したものです。適正な規模の考え方の適正な規模については、資料7「学校規模についての法令上の定義」のとおり学校教育法施行規則第41条では、12学級から18学級となっておりますが、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令第4条に適正な学校規模の条件の第2項の5学級以下の学校と適正な規模校が統合する場合は24学級まで適正な規模校の規定により、第3期計画の適正規模は12学級から24学級としています。1学級当たりの児童生徒数は資料12「公立義務教育諸学校の学級編成及び職員定数の標準に関する法律」のとおり小学校が35人、中学校が40人ですが、山口県は小・中学校とも35人で運用していますので、資料8の児童・生徒数推計は1学級35人で学級数を推計しています。また、中学校については下関西高の中等部への進学も考慮しています。検討委員会の皆様には19から24学級を含めて適正規模とすること、及び1学級35人で推計することの意見をお願いしたいと考えています。

発言者	内容
会長	事務局から説明がありました。ただ今の説明で、質問がありましたらお願いします。
(委員)	質問なし
会長	それでは、委員から意見をいただきたいと思います。
委員	市内の中学生の数が減少する中、下関西高が中等部を作るということでますます状況が変わってくる。一昨年度開校した名陵学園にしても、統合したにもかかわらず検討対象校の枠から外れていない。令和12年度になるともっと減少している状況になる。これを繰り返す方法が正しいのかどうかということを考え直した方がいいのではないかと1回目の会議から自分なりに考えてみた。グーグルマップ上で半径3kmで円を描くと9校で市内の学校が収まる。そうすると自治会の問題も関係してくる。地域から学校がなくなることは寂しいが、新しい枠組みを作って人数が確保できる学校、連合会の枠も組み替えていく。教育委員会だけでなく、まちづくり政策課や都市計画課、建築指導課等大きな枠の中で動かさないといけないのでは。何回も統廃合を繰り返していくと、そのたびに住民や子ども達、自治会が振り回される状況になる。既定路線なので仕方がないと思うが、次回考える時には先を見越して大きな枠組みを作り替えるような計画を作成したほうが良いのでは。
会長	適正規模・適正配置の対象校というのと、これからの下関のまちづくりと合わせて考え方を検討するのはどうかという意見であった。意見としていただいて、今後検討していくことができればと思います。
委員	どんどん人口が減る中で、昔の適正規模の考えには無理がある。人数が少ない社会での適正を原点に戻って考えないといけないのでは。
委員	1つ目が、1学級の児童・生徒数が35人ということだが教育的な観点からいうと人数が多いのでは。不登校の子供も増えているし、学力差もある。公立学校なので学力別に学級を編成していない。一人の教員が指導するのは無理があるのでは。私自身が学習塾で小中高校生を教えている。学校で質問があっても、先生は忙しそうで聞きに行けない状況にあるようだ。昔と状況が違っていて、勉強を先取りしている家庭の子どもは授業が退屈で、そうでない家庭では授業が苦痛な子どももいるようだ。もう少しきめ細かい対応をするには1学級35人は多いのでは。先ほどの意見にもあったが、下関西高や下関中等、北九州の私立学校に進学する児童や生徒

発言者	内容
会長	がいる。1学級の人数を減らして手厚い教育をすることで、これ以上の他校への進学を防ぐ手立てになるのでは。2つ目が、私も自治会の会議に出ているが子ども会の従来の活動ができないと聞く。より広い地域での枠組みで組織を再編しないといけないのではと感じている。 1学級35人は法律に基づいているので下関市だけで決定することは難しいと思います。これも含めて他の方法や様々なことを考慮していくことが必要と個人的に思う。意見として承る。それでは、2点目の「適正な配置」の考え方であります。まずは、事務局から配布している関連資料について説明をお願いします。
事務局	資料11 2ページ、②「適正な配置の考え方」についてですが、資料7「学校規模についての法令上の定義」の「○義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令第4条第1項第二号」の通学距離についての規定を受け、第3期計画では小学校4km、中学校6kmとしています。通学時間については、文部科学省の「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」16ページ下段に合わせ、「おおむね1時間以内」としています。ただし、第1回検討委員会の委員の意見への回答でも申しましたが、近年の温暖化を考慮した場合、特に小学校低学年に対する夏季期間の通学への配慮は必要ではないかとも考えています。また、資料13「学校位置図」のとおり、豊北総合支所管内などは通学距離が長く、他の総合支所管内の学校との統合が困難な状況と考えています。委員の皆様には、適正配置について、将来的な通学距離や通学時間について、及び豊北総合支所管内など統合困難な地域に関する配置について意見をいただければと考えています。
会長	事務局から説明がありました。ただ今の説明で、質問がありましたらお願いします。
(委員)	質問なし
会長	それでは、委員から意見をいただきたいと思います。
(委員)	意見なし
会長	続きまして、(2)適正規模・適正配置の具体的な方策についてですが、項目としては、「検討対象校と優先対象校」と「適正化の手法」の2点についての考え方

発言者	内容
事務局	となっております。まずは、１点目の「検討対象校と優先対象校」の考え方について、事務局から配布しております資料及びその関連についての説明をお願いいたします。 資料１１３ページ、「適正規模・適正配置の具体的な方策」の①検討対象校と優先対象校について、第３期計画では、令和７年度推計で適正規模校に満たない１１学級以下の小中学校を検討対象校とし、地域を旧市中心部、旧市周辺部及び総合支所管内に区分して優先対象校を設定しています。この内旧市中心部は、資料１３「学校位置図」のとおり学校間の距離が短いことから６学級以下の学校を、旧市周辺部及び総合支所管内では、複式学級の解消のため、５学級以下の学校を優先対象校としています。また、第３期計画の進捗状況について、第１回の検討委員会で報告しましたが、名陵学園、蓋井小中学校、うつい小中学校、吉見小学校と吉母小学校及び吉見中学校は統合済みとなりますし、本村小学校、西山小学校と玄洋中学校による小中一貫教育校についても協議が進んでいます。今後、少子化の進行により資料９の「令和１２年度学級数別の学校数」のとおり、旧市中心部でも６学級の学校が大幅に増加すると予測していますし、統合後も名陵小学校は６学級、蓋井小中学校、うつい小中学校は５学級以下です。ただし、３期計画が完了した学校については、第４期計画でさらなる統合を検討することは、保護者や地域住民の理解は得られないと思われます。また、全学年で複式となります３学級以下の学校（複式校）も増加することが見込まれます。一方２４学級を超える大規模校はなくなると見込んでいます。なお、第１回検討委員会では、旧市中心部の６学級の学校の存続の意見をいただいておりますし、平成１７年２月の市町村合併後２０年が経過する中、いつまでも旧市の表現を続けることに疑義もあります。委員の皆様には、検討対象校の内、大規模校に係る記述の是非、優先対象校の地域区分の是非、第３期計画で統合した学校への対応、及び複式校となる３学級以下の学校と他の優先対象校について、統合優先順位をつけることの是非について意見をいただければと考えています。
会長	事務局から説明がありました。ただ今の説明で、質問がありましたらお願いします。
(委員)	質問なし
会長	それでは、委員から意見をいただきたいと思います。
委員	先ほど申したことと関連すると思いますが、１回統合したところは次は対象校に

発言者	内容
事務局	入らないと説明があったが、今後は小規模校のままなのか。 これ以降は統合はないのかということについては不明です。これから第4期計画を策定するが、計画上は再度の統合はできなくはない。ただ、第3期計画で統合した名陵学園（令和4年度統合）、うつい小中学校（令和6年度統合）については、令和7年度からすぐに統合計画に入れることは是か非かになるであろう。地域の方は、第3期計画で統合したことでひと段落している。先ほど説明したように、優先対象校の地域区分の是非や第3期計画で統合した学校への対応等について委員の皆さんの意見を聞きたい。また、先ほど言われた「新しい枠組みを作って人数が確保できる学校、連合会の枠も組み替えていく」という意見をすぐに取り組むことは現実的に難しいので、第4期計画以後に検討させて頂くようになる。
委員	第1回検討委員会の時に、統合した後にすぐに統合は難しいのではないかと意見を言った。また、通学区域を変えて学校を残すという意見を言ったが、これも一つの案である。先ほど言ったように新しい枠組みを作ることはすぐには難しいと思うが、先の先を見越した計画を進めないとすべてが小規模校になり学校がなくなっていくのでは。中期の計画を考えてほしい。再度お願いしたい。
委員	6学級以下の学校は優先対象校ということだが、対象校の数が多くこれからも増えていく。1学年1学級がデメリットがあるのか。私の住んでいる地域の小学校も6学級だがデメリットはないように思う。ただ、複式学級が増えていくと、デメリットがあるという話も聞く。1学級ではクラス替えはないが席替えで配慮し、大問題になるような話は聞かない。子どもの数が少なくなれば、先生一人当たりの子どもの数が少なくなり、良い面もある。子どもが減少する中、6学級以下の学校は優先対象校ということは検討してもいいのでは。山口県では良い人材が出ているが、松下村塾や寺子屋など少人数の学校で学んでいる。山口県は教育県なので全国に先駆けて、少子化の時代に違う取り組みをしても良いのでは。子どもは財産であるので予算をかけてよいのでは。私の意見である。
会長	具体的なことについては、この後の時間や今後の検討委員会で触れられると思います。それぞれの委員の立場からの意見を聞かせてもらえればと思う。それでは、2点目の「適正化の手法」の考え方であります。まずは、事務局から配布している関連資料について説明をお願いします。
事務局	資料114ページ、「適正規模・適正配置の具体的な方策」の②適正規模・適正配置の手法につきまして第3期計画では、学校統合または小中一貫教育の推進とし

発言者	内容
	ています。中学校統合は学校間の距離が長いこと、本市のまちづくりについて例外はありますが、まちづくり協議会を中心に中学校区単位で活動されていることなどから文洋中学校と向洋中学校の組み合わせのみとしております。小学校統合につきましては、既存校舎の活用を基本とし、檜崎小学校と岡枝小学校、宇賀小学校、小串小学校と川棚小学校の2つの組み合わせとし、その他は、小学校と小学校の統合のみでは適正規模化が図れないため、教職員数が少なくなることによる学校運営上の課題等、小規模校のデメリットを縮減する目的もあり、小中一貫教育校の組み合わせとしております。なお、小中一貫教育校は、1小1中とし、学校統合を前提としています。委員の皆様には、中学校統合の是非、適正規模・適正配置基本計画における小中一貫教育校の是非及び意義について、意見をいただければと考えています。
会長	事務局から説明がありました。ただ今の説明で、質問がありましたらお願いします。
(委員)	質問なし
会長	それでは、委員から意見をいただきたいと思います。
委員	小中一貫教育校の是非及び意義についてだが、前回配付していただいた資料5「下関市立学校適正規模・適正配置基本計画変更計画」の15ページの「小中一貫教育校の具体的な取組」についての質問だが、これは小中一貫教育校の設置意義に関することだと思うが聞きたいことがある。「義務教育9年間を見据えた教育課程を編成・実施するということで、教科の系統性や連続性を踏まえた学習指導」、「教育活動の特例の活用（小中一貫教科等の設定）」と書かれているが、国が配付している教科書を使用する中で、学校で順番を変えることは難しいのでは。工夫して授業を実践している先生も知っているが、生徒の立場からするとワークのどこのページをしているのかわからない、1年生の内容を3年生で学習しているので参照する教科書がないので困っているなど現実にあるようだ。前回の委員会でのことを質問した時に、小学生で学習する図形と中学生で学習する図形の学習をまとめるという話があったが、教材の関係と現場の先生のオペレーションの関係で難しいのでは。既定路線になると先生の負担が増えるのでは。「教科等を横断した学習指導（ICTの活用）」とあるが何のことかわからないし、そもそも小中一貫教育校とは関係ないのでは。今の小学生や中学生はiPadを使った宿題が出ていて、計算をiPadでしているが数字がきれいに書けていないとか、宿題の時間が倍以上にかかっている。小中一貫教

発言者	内容
	育校になると「評価や評定方法の円滑な移行（小学校高学年からの定期試験導入など）」と書かれているが、世の中の流れは定期テストをなくしていくことだが逆行しているのでは。いまだに進学率にとらわれているのではないかと懸念している。子どもが学校を嫌いになるのではないか。「部活動への参加（小学校高学年）」とあるが、部活動は地域移行の中でこれまでとは違ってくるのでは。「区切りの節目を活用した取組（1/2成人式、立志式）」についても別に小中一貫教育校でなくてもよいのでは。「小・中学校教員の各学校間への相互乗り入れ指導」については教員の負担が増えるのでは。項目として載せてよいのか。現場の先生の話聞いてみないといけないのでは。小中一貫教育校になった場合、不登校の子どもへの対応について聞きたい。小学校から中学校に入学するタイミングで行けるようになったり、逆もあると思うので対策が必要になるのでは。
事務局	小中一貫教育校での特別な不登校対策については現時点では考えていない。子どもの状況がそれぞれ違うので、どのような支援が必要かを検討する必要がある。これまで行われた中一ギャップの対策として、小中連携がうまくいっているところでは中一ギャップが起これにくかったという結果も出ている。小中一貫教育校ではそのような取組を参考にしながら考えていきたい。
事務局	先ほどの委員の意見は、第3期基本計画の資料である。第3期基本計画の作成については、令和2年度に検討委員会を開く中で小中一貫教育校の具体的な取組を載せた。たくさん項目があるが、小中一貫教育校になればすべて行うのではなくて、学校にあった取組をしていくということで記載している。計画は第4期になるので、小中一貫教育校の具体的取組については記載するかどうかは検討していきたい。
委員	次第の議事の内容は資料のどこを見ればよいかわからない。その説明があればよいのだが。
事務局	申し訳ございません。議事の（1）～（3）については、第1回検討委員会で配付した「下関市立の小学校及び中学校の適正な規模及び配置について（諮問）」の事項に沿って書いている。その中で基本的な考え方を委員に伺って、本日の意見を参考に次回以降に具体的な形を協議して頂きたいと考えています。第4期基本計画案はどのような形が良いのか具体的に示すことができると考えています。
会長	続きまして、（3）適正規模・適正配置の実施に関する事項についてですが、項目としましては、「学校統合の実施」、「小中一貫教育の推進」、「地域性を活かした学校

発言者	内容
事務局	づくり」の３点についての考え方となっております。まずは、１点目の「学校統合の実施」の考え方について、事務局から配布しております資料及びその関連についての説明をお願いいたします。 資料１１ ５ページ、「適正規模・適正配置の実施に関する事項」の①学校統合の実施について、第３期計画では保護者や地域住民に対して十分な説明を行うとともに、保護者や地域住民の理解や協力をもとに進めるとしており、具体的には資料１４「適正化の手順フロー」を基本に、手順１により学校位置が変更となる保護者の理解を優先して取り組んでいます。保護者の理解の判断のため、アンケートを実施し結果により地域住民との協議を進める。２の代表者協議において、統合時期等の確認を経て、統合対象校の代表者の確認書等の書面により統合への合意が得られたものとして、方針決定のうえ条例改正をしています。学校は地域の中核的な施設であることから、２の段階に進むのに時間を要しています。委員には、完全複式となる極小規模校においても他の優先校と同様な手続きをすることの是非や確認書等書面の提出等について意見をいただければと考えています。
会長	事務局から説明がありました。ただ今の説明で、質問がありましたらお願いします。
(委員)	質問なし
会長	それでは、委員から意見をいただきたいと思います。
(委員)	意見なし
会長	それでは、２点目の「小中一貫教育校」の考え方であります。まずは、事務局から配布している関連資料について説明をお願いします。
事務局	資料１１ ６ページ、②小中一貫教育の推進ですが、小中一貫教育校の設置を推進し義務教育学校の設置に向けた研究を進めていくとしていますが、実情として名陵学園の評価に着手したばかりで研究は進んでいません。また、第３期計画は既存校舎の活用を基本としていますので、小中一貫教育校は施設一体型と施設分離型が混在しています。保護者との意見交換に際し、施設一体型で計画している内日小学校や玄洋中学校では、校長先生と改修計画についての協議をしましたが、計画時に想定していなかった特別支援学級の増加や、特別教室の利用等があり、一体型で計画し

発言者	内容
	ている他の校区について詳細検証を行っています。委員には、第４期計画における小中一貫教育校設置について義務教育学校に係る事項の記載の是非、及び施設一体型と施設分離型の区分は３期と同様に既存校舎の活用を基本とすること、将来的な方向性についてなどの意見をいただければと考えています。
会長	事務局から説明がありました。ただ今の説明で、質問がありましたらお願いします。
(委員)	質問なし
会長	それでは、委員から意見をいただきたいと思います。
委員	先ほどの私の意見とはギャップがあるかもしれないが、山口県は中高一貫教育を進めている。下関市には、下関商業高校や下関市立大学がある。私は下関商業高校の学校運営協議会委員でその会議でも話したが、幼小中高大の一貫校の構想はないのか。
事務局	現時点、構想はありません。
委員	先ほども言ったが、そのうち学校がなくなっていく。何十年先の話かもしれないが、下関市としてそのような構想をもっておくことも必要ではないか。
委員	義務教育学校とは何ですか。
事務局	学校教育法に義務教育学校の規定がある。小学１年生から中学３年生まで９年間を義務教育学校として設置することができる。下関市は、小学校併設型中学校や中学校併設型小学校であり、学校教育法では小学校であり中学校である。９年間を通して行うのであれば、義務教育学校についての検討をしてもいいのではないかと意見があったので、第３期基本計画では小中一貫教育校と併せて研究を進めていくこととした。
委員	小中一貫教育では小学校から中学校まで一貫した目標をもって取り組むということだが、小学生と中学生は違う。違っていいのではないか。無理に一貫にすることで子ども達の成長を阻害したり、中学生になる変化の機会を奪うことになるのではないかと懸念がある。具体的な事例として小学６年生と中学１年生がダンスをして

発言者	内容
委員	いるということだったが、小学6年生と5年生では何が違うのか傍から見るとわからない。去年まで一緒だった人が集まってダンスをしたにしか聞こえない。小中一貫教育校として無理をして行っていないか。何か新しいことに取り組まなければいけないことではないような気がする。そうすることで生まれる弊害もあるのでは。小学生ではこれを身につける、中学校ではこのようにしていこう、小中が違っていいのではと聞いていて感じた。 今は他校に異動したが、名池小学校と王江小学校が名陵小学校になるまで校長として見てきた。言われたように小学校と中学校の学びは違っていいし、そこは尊重しながら取り組んでいる。ただ、実際に一緒に活動することで中学生はこんな姿なんだ、小学生はこんな姿なんだと教員としても見えることには意味がある。体育の授業で小学6年生と中学1年生が一緒に取り組む意味は、中学生になり中学生としての自覚をもち6年生に指導してくれている。その姿を見て保護者も安心し、良かったと話している。子ども達も教員がアドバイスをするのではなく、中学生と関わって身につけるものに意義があると感じていた。負担感はあるが、校長としてはそうならないように教育課程の組み方や時間の組み方に気をつかう。ただ、統合して1年目や2年目は慣れないところもあり苦労もあったが、近くに隣接しているので小学生は中学校でいろいろなものを見て、中学生も小さな子どもに会って心が動くこともあるのではと校長同士も話していた。校長として負担感を把握しながら、教育委員会にも把握してもらい、その上で進めることができれば小学生と中学生の交流には意義がある。負担があつたり子どもにマイナスであればすべきではないと思っている。
会長	他の学校関係者の意見も聞きたい。
委員	私自身は小中一貫教育校の経験はないが、今の話にも合ったように小中の教職員が語り合うことができることがメリットであると考えます。前任の学校も今の学校も中学校に隣接した小学校なので活発に交流ができているところもあるが、日頃はなかなか話をする機会が少ないのもどかしさもある。
委員	小学生と中学生が違うということは当然の話で、一貫したというのは発達段階に応じて大きな枠で様々な考え方を一貫して共有することで、子どもがつまづかないようにとか、指導する教員側が思いや教える内容を共通理解したうえでできるという意味である。一貫とは小学生と中学生が同じことをするという意味ではない。小学生と中学生が触れ合う機会をもつことは意味がある。一貫校でも別々の施設で生

発言者	内容
委員	活していると、去年まで一緒だったという感覚とは違う。中学校に対する不安感が中一ギャップにつながっているところもあり、小中がふれあうことで不安感が軽くなる。小中一貫教育の良いところを生徒指導的な視点でいうと、小中の教職員の情報共有のしかたが大きく変わってくる。生徒指導面でのカリキュラムでも、小学5・6年と中1という枠での指導の組み方をしていくこともできる。生徒指導推進室長の話にも合ったように、不登校対応についてのメリットもたくさんあるのでは。 これまで目の前のことに取り組んできたが、たくさんの方がいろいろなことを考えて名陵学園があるということを感じ、自分に取り組んでいることを考えながらどうなのかと思い話を聞いていた。学習においては中学校の先生の授業を観ることで、ここにつながる授業をしなければいけないということで、教える側の気持ちというのかゴールの姿を見ながら小学生に教えることができることに自分の中で変化があった。名陵中ステイでは、小学生が「中学生はすごかった、挨拶や話し方が違う、あんなふうになりたい」と帰ってくる様子を見ると、小中一貫に取り組んでよかったと感じる。開校して3年目になるが、いろいろなことが変わり、これからどうなっていくのかと思う。先ほどの話にも合ったように、生徒指導面に関しては、新しい環境でも順応できる子どもはいいが、そうではなく不安感をもつ子どもにとっては知っている教師がいたり見たことのある場所に行くことは良いことである。不登校で中学校に行けない子どもにも、小中の教員で情報を共有できれば安心感にもつながる。
委員	現在、玄洋中校区では適正規模・適正配置計画を進めているところです。保護者としては、いつ統合するのかという気持ちである。小学校が一つになって中学校に進学することは、不安感も減り中一ギャップの解消にもつながりメリットはある。現在、教育委員会と自治会との協議中である。課題は通学路の安全面である。開校の年が決まればそこに向かって進んでいくが、一番困るのは現場の先生と思うので協議しながら進めてほしい。玄洋中学校に2つの小学校が入ろうとしているので、中学校校舎にスペースがあるのか心配している。グラウンドについても児童クラブの建設の位置をどこにするのか、部活動や学校行事は大丈夫なのかなど課題がある。教職員の異動もあるので協議をしながら進めてほしい。PTA会長としては教職員の負担を減らしたい。
会長	当事者の意見を聞きながら、今後の協議に生かしていただきたい。 それでは、3点目の「小規模校の取組」の考え方であります。事務局から配布している関連資料について説明をお願いします。

発言者	内容
事務局	資料1 1 6 ページ、③小規模校の取り組みですが、第3期計画では、小中一貫教育校で地域コミュニティの存続や発展の中核的な施設としての学校の役割りが重要であると考えられる場合は、適正規模にとらわれず、小規模校の特性を生かした学校のあり方について検討していくとしています。このことから、市の中心に位置し、どの校区からも通学可能と考え、小規模特認校として児童生徒の確保を図り、存続を目指す「うつい小中学校」を令和6年4月に開校しました。今後小規模校の増加が見込まれるなか、委員には、第4期計画における小規模校の存続の記載の是非について意見をいただければと考えています。
会長	事務局から説明がありました。ただ今の説明で、質問や意見がありましたらお願いします。
委員	6学級の学校は小規模校になるのか。小規模校の定義を教えてください。
事務局	定義としては、12学級から24学級が適正規模校になる。11学級以下が小規模校になる。11学級以下を計画の中で優先対象校にすると多くの学校が対象となる。第3期基本計画では、旧下関市周辺部や総合支所管内については複式学級の解消を優先にするということで5学級以下の学校を、旧下関市中心部は学校間の距離が近いので6学級以下の学校を優先対象校とした。皆さんの意見を聞きながら、第4期基本計画では適正規模校を決めて、満たない学校については小規模校になるのでは。小規模校をすべて統合するかというと現実的には計画期間では難しいので、6学級の取り扱いをどうするのか意見を聞きたい。また、完全複式校については6学級と同じ取り扱いにするのか、優先して取り組むのかの意見を聞きたい。
委員	これから考えていくということでよいと理解した。
委員	小規模校は、結構ニーズがある。長府に住んでいた人が、小規模校の校区に転居したという話も聞く。また、いじめや不登校の問題で小規模校に転校して通えるようになったという話も聞く。うつい小中学校が開校したが遠方なので、小規模校をなくさなくてもよいのでは。
委員	皆さんの意見を聞くと、教育は評価する要素が多すぎて難しく大変である。お願いしたいことがある。先ほど委員から、資料が読みにくい、参照しづらいという意見があったが、私も同感である。新しい委員は前回の資料を受け取っているのか。資料に目を通していてと言われても難しくて読めないし、読んで理解できるレベル

発言者	内容
	ではない。資料に工夫が必要である。どこでそう感じたかという、小中一貫教育校と義務教育学校がどう違うのかという質問のところである。教育の専門家であればわかるが、カリキュラムを小中一貫教育校ではどこまででき、義務教育学校ではどこまで変更することができるのかが一番大きな違いである。小学生と中学生が交流できることや通学距離、学校施設については重視されない。カリキュラムの違いをベースに協議しないと子ども達の教育について考えているのかということになる。資料の説明という点で教育委員会に努力をお願いしたい。小規模校の取組で、教育委員会の考えるところは小規模校の存続と書いているが、話を聞くと小規模校の存続の是非を委員に議論してほしいとなっている。そこまで資料に書いてほしい。特に4の議事の(1)～(3)の「～について」とあるが、私たちの研究論文のタイトルで最悪なのは「～について」である。「～について」何をするのかを明示した資料、どこをどう議論するのかそこまで示していただかないと、先ほど委員が言われたように資料のどこを読むのかで迷走してしまう。改めて資料準備をお願いします。今の文科省の答申などを読むと多様な学校が求められている。適正な学校だけを残して、小規模校はなしにするという選択肢はおそらくない。むしろ様々な学校の形をどうやって存続させていくかということを考えていかないといけない。下関市では教員がわくわく教師塾などで研修をしている。私もたまに参加しているが、小規模校で複式学級をうまく指導できるエキスパート的な先生がいる。複式学級でそのような指導を受けることで、人数が多くななくても学び合いができる教育を受けることができる。そういう場のほうが深い学習ができる子どもがいるかもしれない。そう考えると、先生のスキルを伝えてほしいし、子ども達の選択肢も増えてほしい。ただし、校区の問題がある。東京では自由選択性にした結果、様々な問題が表面化した。学校選択を認めることは、様々な問題が浮上するので肯定はできない。できるだけ多様な選択肢に子ども達が触れられるような体制を維持していくことを考え、適正という考え方の幅をもっていただきたい。皆さんの意見を聞いてこのように感じた。
委員	私も西山地区にこども園があり、玄洋中校区の協議会に参加している。こども園の子ども達もそうだが、子どもは適応能力があり柔軟に対応してくれる。大人はカリキュラムを試行錯誤して作成していかないといけない。先ほどの意見でもあったように通学距離や施設など、9年間生活していく所であれば快適な場所にしてスタートができるようにもって行ってほしい。昭和33年の法律で作られた通学距離、その頃は自動車も少なく砂利道であった。子どもの自宅には自動車がなく、徒歩で通学するのが当然であった。今は少しの距離でも自動車を使う生活をしている。その子ども達が4km歩くことが想像ができない。親が連れていくのであろうという

発言者	内容
委員	親任せではなく、そうではない保護者もいる。補助があることなども整備したうえでスタートできるように検討してほしい。 幼稚園の立場からになるが、公立の幼稚園は現在4校しかない。多くの保護者から幼稚園がなくなると困るという意見がある。小学校と連携していると良いことがある。私も清末幼稚園と清末小学校が連携しているので幼稚園を選んだ。姉が小学校に行く姿を見て、弟も入学を楽しみにしている。小中一貫教育になるとよいこともあると思う。今後は小学校のクラスが1学級になる。保護者からは2クラスがよいという意見もあるが、1学級も仲良くなるのでよいという意見もある。様々な面からみて考えていかないといけない。
副会長	感想を4点述べたい。1点目は、先ほどの委員の意見に感銘を受けたが、先を見た計画が大事である。先を見て計画を立てることで整合性がとれるようになる。2点目が、小学校1・2年生が4kmの通学は厳しい。私も小学生と一緒に下校するが、歩くのが大変遅い。スクールバス等についても考えていく必要がある。3点目が、小中一貫教育の話だが、PTAの立場からいうと小学校のPTAと中学校のPTAでは全く違う。小学生は大人が関わるのが、中学生は陰から支えるような運営が大切である。PTAの立場からいうと小学校と中学校は分けた方がよい。4点目は、私は中学校PTA連合会長として委員になっている。統合に関わる市P連のブロックの役員に委員になってもらう方がリアルな意見が聞けるのではないかと。変更が可能ならお願いしたい。
会長	委員の様々な意見を聞き、現状をどのように受け止めて、これからの下関がどうあるべきかを基に適正規模・適正配置があるのではと思っている。現在、すべての学校がコミュニティ・スクールになっているし、地域教育ネットの取組も進んでいる。そのことも含めて、これからの子ども達にとって、我々大人も含めて地域の方々みんながプラスをどう作っていくかの協議をこれからも続けていきたいと感じた。 本日の協議は、ここまでとなります。事務局から連絡事項がありましたらお願いします。
事務局	貴重な意見ありがとうございました。次回の検討委員会は、予定では9月末と考えています。本日いただきました意見を基に、次回は統合のシュミレーションが提示できたらと考えている。統合モデルを示すが、案の段階であり決まったものではなく、一人歩きをして保護者や地域に不安を与えてはいけません。検討委員会規則第6条のただし書き、「委員会が必要と認めるときは、非公開とすることができる。」

発言者	内容
会長 (委員) 会長	の規定に基づき、統合モデルの審議に入ります次回から答申に至るまでの検討委員会は非公開とさせていただくことを提案します。 ただ今、事務局から次回から答申に至るまでの検討委員会を非公開とする提案がありました、いかがでしょうか。 異議なし それでは、次回から答申に至るまでの検討委員会については、非公開といたします。以上で、第2回検討委員会を終了します。 みなさま、お疲れさまでした。 以 上